

土岐市避難行動要支援者管理システム 構築業務委託仕様書

令和 7 年 5 月
土岐市

本仕様書は、土岐市が実施する土岐市避難行動要支援者管理システム構築業務について必要な事項を定めるものである。

1. 委託業務名

土岐市避難行動要支援者管理システム構築業務委託

2. 避難行動要支援者管理システムの概要

(1) 公募の趣旨

近年の風水害等において、多くの高齢者や障がい者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、避難行動要支援者の個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

地域の特性や実情を踏まえ、災害発生時に一人でも多くの生命を守るという目的を達成するため、避難行動要支援者名簿ならびに個別避難計画の作成、管理、運用が適切に行えるよう、本市の業務に適したシステムの導入を行うことで、避難支援体制の強化を図るとともに、利便性の向上及び事務の効率化を図ることを目的とします。

(2) 納期

納品期限	令和 8 年 1 月 30 日(金曜日)
本稼働	令和 8 年 1 月 30 日(金曜日)

(3) 人口規模

総人口	53,925人（令和 7 年 3 月 31 日現在）
対象者数	2,113 人(うち同意者 1,581 人)

3. 導入システムの基本要件及び要求仕様

(1) 導入システム基本要件

- ① 安定的な稼働を行うため、導入実績のある安定性、信頼性に優れたソフトウェアであること。
- ② 操作において、特別な知識を持たない職員にとっても扱いやすいように、画面構成や入力操作の共通性に優れ、検索機能の充実したシステムであること。
- ③ データの一元管理を基本とし、本市 LAN 環境でネットワーク運用が可能なシステムであること。
- ④ 新しくノートパソコンを 1 台導入し、プリンタは既存のものを使用とする。

(2) 導入システム機能要件

- ① 別紙2「システム機能要件一覧表」を参照すること。
- ② 本事業では、支援の対象と要支援者の所在を特定する必要があること。また、民生委員や地域支援者が主に地図を活用することになるため、本システムと連携する地理情報システムは、ゼンリン社の電子住宅地図「ZMap-Town II」を採用すること。

(3) マスタデータ設定

- ① 民生委員や自治会等のマスタ情報を登録設定すること。
- ② データの取り扱いには十分注意し、効率的かつ確実に移行を行うこと。なお、本事業に係るデータ(紙、電子記録媒体問わず)の片外持ち出しは一切認めない。

(4)データ連携

- ①定期的に、本市の住民基本情報システムから抽出したCSVデータによる住民宛番号、氏名、性別、生年月日、住所等を取り込み、本システム内の名簿情報の更新を行うこと。
- ②定期的に、本市の介護認定情報、障がい者情報、独居高齢者等の福祉関連事業システムから抽出した CSV データを取り込み、情報更新ができる仕組みを有すること。
- ③取り込むデータを、対象者の情報更新として利用するだけでなく、本市の避難行動要支援者要件該当者を、本市職員による名寄せ作業等を必要とせず、システム機能により自動的に名簿登録者として抽出し、台帳情報及び一覧表情報の更新ができる仕組みを有すること。
- ④今後予定される地方自治体における情報システム標準化・共通化の対応に際して、住基システム変更および文字コード MJ+の対応ができること。
- ⑤ハザードマップデータ(shape ファイル)の登録を行うこと。

(5)文字コード及び外字表記

- ①使用する文字コードは以下のとおりとする。
 - ・文字コード Unicode UTF 8
- ②外字表記
 - ・本市が使用している外字表記に対応すること。

(6)安全対策

- ①職員の認証はユーザ ID およびパスワードの組み合わせ、もしくは同等以上の仕組みによって実施すること。
- ②職員権限の設定により、権限を付与された職員が与えられた範囲のみ操作できるように、不正なアクセス等からデータ保護を図ること。
- ③安易に第三者が情報の閲覧や印刷などができないようなセキュリティの確保をすること。また、通常業務においてもクライアントパソコンごとに過去のデータ入力やデータ閲覧などの操作履歴(ログ)が確認できる仕組みを有すること。
- ④パスワードを定期的に変更できる仕組みをつくること。

(7)障害対策

- ①システムに異常が発生した時、システムの完全停止を極力防ぐような対策を講じること。また、障害発生時には障害発生前のデータに修復できる対策を講じること。

(8)運用保守及び保守内容

- ①システムの運用やトラブル発生時の対応について、本業務受託者は、システムが安定的に稼働できる保守体制を構築し、ハードウェア、ミドルウェア等を含めたトータルでの保守を行うこと。
- ②導入するパッケージシステム、ハードウェア、ミドルウェア等に対して、保守要員として配置する者は、本業務受託者と6ヶ月以上の直接雇用関係にあり、システム、本事業の制度、ハードウェア等に精通した者であること。
- ③本業務受託者は、システムが円滑に運用できるよう、本市職員に対して基礎教育及び操作研修を行うこと。また、職員の異動等により再度操作研修等が必要となった際には、別途締結する保守契約の範囲内で実施すること。
- ④システム運用時及び契約終了時に、原課より求められた際には、システムが利用するデータベースから、その一部または全部を CSV 形式等の汎用的なデータで抽出を行い、原課に提供すること。また、それは保守の範囲内で実施すること。

- ⑤年 3 回以上(4 か月に1回以上)、システム稼働状況及びデータバックアップ状況等の確認を実施すること。その際、作業報告書を提出すること。
- ⑥システム操作マニュアル及びシステム運用マニュアルを提供すること。また、運用期間中に機能等の変更が生じた場合には、マニュアルの改訂を適宜行うこと。
- ⑦パソコンのセキュリティーソフトの更新を適宜必要なタイミングで行うこと
- ⑧「ZMap-TownⅡ」については 5 年間の保守の中で 1 回以上更新をすること。(ただし ZMap-TownⅡの再調達費用は保守の範囲外とする。)

(9)納品

- ①業務完了後、速やかに下記の書類等を提出すること。「電子媒体」と書かれたものは、文書データを CD-R など電子媒体1枚にまとめて保存の上、納品すること。
 - ・目的物引渡書(1部)
 - ・業務完了届書(1部)
 - ・操作マニュアル(1部:電子媒体)
- ②納品場所は土岐市役所内とする。

(10)納品物検査

- ①本業務で調達するシステム及び機器等は、事業を継続的に行うために、本市が要求する機能および性能を実装している必要があるため、納品物検査を本市職員立ち会いのもと、本稼働前に実施する。
- ②本業務契約締結後、すみやかに受託者は本市職員に対して、本仕様書および別紙2「システム機能要件一覧表」に記載された必須機能および性能が実装されていることを説明し、証明すること。その際、実装がないと指摘されたものについては、納品物検査までに実装を済ませること。
- ③本市契約規則を含む法令等に違反した場合や、納品物検査時に、本仕様書および機能要件一覧表で求める必須機能や性能が実装されていない場合等の事実が判明した場合、契約相手方としての資格を喪失するものとする。

(11)その他注意事項

- ①本業務では、秘匿性の高い情報を含む貸与資料があるため、その取り扱いについては十分留意すること。なお、個人情報が含まれるデータについては、紙媒体、電子記録媒体を問わず庁外への持出しを禁止し、現地での取り扱いに限定する。
- ②打合せ協議など、本市職員の立ち会い等を必要とする作業は、原則として法令で定める休日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時の間で実施すること。ただし、本市職員が認める場合に限り、例外的な対応を認めることがある。
- ③本事業で作成されたドキュメント、データに関する著作権については、本市に帰属するものとする。
- ④本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねるなどの協力措置を講じるものとする。
- ⑤本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。
- ⑥本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、本市担当者と協議するものとする。

4. 調達物品

(1) 調達物品は以下のとおり

項番	物品名	数量	仕様等
1	ノート型パソコン	1	4.(2)参照
2	バックアップ機器	1	4.(2)参照
3	避難行動要支援者管理システム	1	別紙 2 参照
4	ゼンリン地図 Zmap-TOWNⅡ 土岐市版	1	1 ライセンス
5	ウィルス対策ソフト	1	5 年分
6	システム環境構築作業	1	
7	既存データ移行作業	1	
8	機器設定及び設置作業	1	
9	操作研修	1	
10	ゼンリン地図複製許諾証	1	
11	その他システム稼働に必要なその他物品等	1	

(2) 機器及びソフトウェア等の仕様条件は以下のとおり

①ノート型パソコン

項目	仕様
メーカー	不問
画面サイズ	13.3 型以上
OS	Windows 11 Pro
CPU	インテル® Core™ i5 以上
メモリ	16GB 以上
ストレージ	512GB 以上
保証	5 年間保証

②バックアップ機器

項目	仕様
メーカー	不問
形状	外付け HDD
容量	1TB 以上
保証	5 年間保証

③避難行動要支援者管理システム

別紙2「システム機能要件一覧表」を参照すること。

④ミドルウェア及びライセンス等

システム稼働に必要なミドルウェア及びライセンス等(5 年間分)

⑤操作研修

5 年間分(随時対応)の操作研修費用を見積もること。

5. その他提出物等 以下の書類を提出すること

- (1) システムが本仕様や機能要件等を満たさない場合、その事項及び要求を満たす旨の説明書。
- (2) 提案時点において市が要求する必須機能及び性能を実現できない場合は、契約締結までに別紙2「システム機能要件一覧表」の要件を満たすことを証明する技術的資料、開発計画書及び履行誓約書を提出すること。